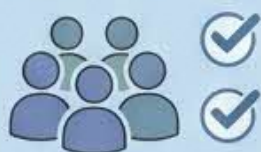


住区（コミュニティ）センター 集会施設 利用登録フロー

利用申請のご案内



1. 会員要件の確認



- 会員 7名以上
- 7割が足立区内 在住・在勤・在学者
- 代表者は18歳以上（高校生を除く）

2. センター窓口での申請

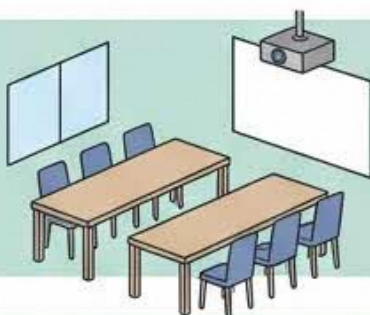


- 事前の利用申請が必要
 - 受付場所：住区（コミュニティ）センター窓口
 - 🕒 受付時間：午前9時～午後5時
 - 📅 受付期間：利用希望日の3か月前から7日前
- ※令和7年度より受付方法変更、申請時にお待ちいただく場合があります。

✓ 平日開庁時間：
その場で申請完了

🕒 閉庁時間（土日祝日や夜間）：
翌開庁日以降に確認・決定

3. 施設利用



- 施設使用料・設備情報は各センターで異なります。
- 足立区HPより各センターページをご確認ください。

4. 利用の取消・還付手続き

都合により利用できない場合

- 窓口で使用取消の手続き

💰 現金還付不可

- 指定口座へ振り込み
- 支払金口座振替依頼書の記入

主な還付理由（10割還付）

- 利用日の7日前までにキャンセル
※休館日の場合は前開館日まで
 - 施設が使用できない場合
 - 区長の許可取消
- ※申請後の日時変更後のキャンセルには制約があります。



還付請求時に必要なもの

- 施設使用申請書兼承認書兼領収書（本人用）
- 委任状 ※代表者と口座名義人が異なる場合